

(48) 渡月橋下流からの嵐山一帯



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	渡月橋下流の桂川左岸の歩道上の点 A
■	近景デザイン保全区域	視点場からの水平距離が500m以内で、視点場の点 A から渡月橋の中心を向いて左右へそれぞれ90度以内の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	渡月橋下流の桂川右岸の嵐山公園内の点 B
■	近景デザイン保全区域	視点場の点 B からの水平距離が500m以内で、視点場から小倉山の山頂を向いて左右へそれぞれ90度以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

- 1 建築物等は、桂川の両岸から望見できる河川、山並みが一体となって構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定勾配屋根とすること。 ● 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ● 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設けないこと。 ● 建築物等の各部分は、水辺及びその背景となる山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、水辺又は山並みとの調和に配慮したものとする。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な見晴らしの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

